

○広島県警察学校における学校教養の実施に関する訓令

平成6年8月24日

本部訓令第24号

〔注〕平成19年4月から改正経過を注記した。

改正 平成9年4月本部訓令第22号 平成13年3月本部訓令第9号
平成13年10月本部訓令第21号 平成17年3月本部訓令第10号
平成19年4月本部訓令第6号 平成28年5月本部訓令第23号
平成30年2月本部訓令第1号 令和6年4月本部訓令第12号

警察本部
警察学校
各警察署

広島県警察学校における学校教養の実施に関する訓令を次のように定める。

広島県警察学校における学校教養の実施に関する訓令

広島県警察学校規程（昭和30年広島県警察本部訓令第12号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、広島県警察の教養の実施に関する訓令（平成13年広島県警察本部訓令第19号）その他に定めるもののほか、広島県警察学校（以下「警察学校」という。）における学校教養の実施について必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この訓令における用語の意義は、警察教養規則（平成12年国家公安委員会規則第3号）及び警察教養細則（平成13年警察庁訓令第4号。以下「細則」という。）の定めるところによる。

（入校の要件）

第3条 警察学校に学生として入校させる者は、別に定める者のほか、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 初任科 新たに採用した巡査
- (2) 初任補修科 職場実習を修了した巡査
- (3) 巡査部長任用科 巡査部長に昇任し、又は昇任が予定されている警察官（管区警察学校の巡査部長任用科を履修する者を除く。）
- (4) 警部補任用科 警部補に昇任し、又は昇任が予定されている警察官（管区警察学校の警部補任用科を履修する者を除く。）
- (5) 部門別任用科 各部門に新たに任用し、又は任用が予定されている巡査部長又は巡査

(6) 専科 警部補以下の階級にある警察官又は警部補相当職以下の職にある一般職員

(7) 一般職員初任科 新たに採用した一般職員

(入校式)

第4条 警察学校長（以下「校長」という。）は、学校教養の各課程について、入校式を行うものとする。ただし、校長がその必要がないと認めるときはこの限りでない。

2 前項の場合において、初任科については、その時期、来賓の招へい等について警察本部長（以下「本部長」という。）の承認を得た上で行うものとする。

（一部改正〔令和6年本部訓令12号〕）

(入校者の宣誓)

第5条 入校した者は、別記様式第1号による宣誓書に署名してからでなければ、授業を受けることができない。

(授業の準則)

第6条 警察学校における授業は、教授細目に従って行わなければならない。

(授業の内容及び方法の刷新改善)

第7条 校長は、教養目的を達成するため随時、研究会、講習会等を開催し、授業内容、方法等について創意工夫をこらし、その刷新改善を図らなければならない。

(職員の心構え)

第8条 授業を担当する職員は、自ら高い識見と情熱を堅持し、かつ、教養の具体的方策を研究し、新しい知識と技能の修得に努め、最大の教養効果を上げるよう努めなければならない。

(休暇の手続等)

第9条 学生は、病気その他の理由により休暇を受けようとするときは、校長に届け出、又は校長の承認を受けなければならない。

2 校長は、初任科以外の学生について、前項の規定により休暇の届出を受け、又は休暇を承認したときは、当該学生の所属長に通知するとともに、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者（以下「教養責任者」という。）に通知するものとする。

(1) 初任補修科、巡査部長任用科、警部補任用科及び一般職員初任科 警務部人材育成課長（以下「人材育成課長」という。）

(2) 部門別任用科 当該部門の庶務担当課長

(3) 専科 当該専科の警察本部主務課長

（一部改正〔平成19年本部訓令6号〕）

(依願退校)

第10条 学生は、退校しようとするときは、その理由を申し出て、校長の許可を得なければならない。

(教授科目の考査)

第11条 校長は、初任科及び初任補修科の課程について、学生の修業成績を調査するため、教授科目に係る考査を行うものとする。

2 教養責任者は、第9条第2項各号の課程（初任補修科を除く。）について、学生の修業成績を調査するため、教授科目に係る考査を行うことができる。

3 前2項の考査は、校長又は教養責任者の定めるところにより、筆記試験、実技試験その他の方法により行うものとする。

(学校生活の考査)

第12条 校長は、初任科及び初任補修科の課程について、学生の操行、服務、寮生活その他学校生活に係る事項についての考査（以下「学校生活の考査」という。）を行うものとする。

2 教養責任者は、第9条第2項各号の課程（初任補修科を除く。）について、学校生活の考査を必要と認めるときは、入校式前に校長に依頼するものとする。

(卒業の決定)

第13条 警察学校の卒業は、課程を修了した学生について、初任科及び初任補修科にあつては校長が、これら以外の課程にあつては校長が教養責任者と協議してそれぞれ決定するものとする。

(卒業の延期)

第14条 校長は、初任科及び初任補修科の学生が次の各号のいずれかに該当するときは、本部長の承認を得て必要と認める期間卒業を延期することができる。

(1) 考査に合格しなかったとき。

(2) 病気その他の理由により履修内容が不足し、補習を必要と認めるとき。

(卒業式等)

第15条 校長は、初任科、初任補修科及び一般職員初任科（以下「初任科等の課程」という。）について卒業式を、これら以外の課程について修了式を行うものとする。ただし、校長がその必要がないと認めるときはこの限りでない。

2 前項の場合において、初任科については、その時期、来賓の招へい等について本部長の承認を得た上で行うものとする。

(一部改正〔令和6年本部訓令12号〕)

(証書の授与)

第16条 校長は、初任科等の課程を修了した学生に別記様式第2号による卒業証書を、巡査部長任用科及び警部補任用科の課程を修了した学生に同様式による修了証書を授与するものとする。

(一部改正〔平成30年本部訓令1号〕)

(賞揚)

第17条 校長は、広島県警察の表彰等の取扱いに関する訓令(平成6年広島県警察本部訓令第13号)の規定により、学業又は学校生活にかかる事項が優秀で他の模範となる学生その他功労のある学生を賞揚することができる。

(処分)

第18条 校長は、休暇が修業期間のおおむね4分の1を超えるなど成業の見込みがない学生について細則第21条第1項の規定により退校の処分を行おうとするとき及び同条第2項の規定により退校の処分を行おうとするときは、次の各号に掲げる学生の区分に従い、それぞれ当該各号に定める手続をとらなければならない。

(1) 初任科の学生 本部長の承認

(2) 初任科の学生を除く条件附採用期間中の学生 教養責任者との協議及び本部長の承認

(3) 前2号以外の学生 教養責任者との協議

2 校長は、初任科以外の課程の学生について、細則第21条第2項の規定により謹慎又は訓戒の処分を行ったときは、人材育成課長、教養責任者及び被処分者の所属長に通知しなければならない。

(一部改正〔平成19年本部訓令6号〕)

(学生の入寮)

第19条 学生は、警察学校内の寮に入るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、校長は、教養責任者と協議の上、各課程の全部又は一部の学生を入寮させないことができる。

(初任科以外の学生の私事旅行)

第20条 初任科以外の学生は、私事旅行をしようとするときは、広島県警察職員服務規程(平成5年広島県警察本部訓令第3号)第38条の規定による届出及び第39条の規定による承認のほか、校長に届け出なければならない。

(一部改正〔平成28年本部訓令23号〕)

(学生心得)

第21条 学生は、この訓令に定めるもののほか、校長の定める諸規程に従わなければならない

い。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年4月1日本部訓令第22号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月29日本部訓令第9号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年10月30日本部訓令第21号）

この訓令は、平成13年10月30日から施行する。

附 則（平成17年3月24日本部訓令第10号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行日前に採用された巡査については、この訓令による改正後の第3条第2号、第9条第2項第1号及び第11条から第15条までの規定中「初任補修科」とあるのは「初任総合科」と読み替えるものとする。

附 則（平成19年4月1日本部訓令第6号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月31日本部訓令第23号）抄

（施行期日）

1 この訓令は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成30年2月21日本部訓令第1号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日本部訓令第12号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。